

# I 修学生のみなさんへ

## 1 修学資金の趣旨について

この修学資金は、「新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例」及び「新潟県看護職員修学資金貸与条例」に基づき、皆さんに貸与されるもので、この財源は県民の大切な税金でまかなわれています。

この修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下、「看護職員」という。）を目指し、看護師等学校養成所（以下、「看護学校等」という。）に在学する方で、学業成績が優秀で、経済的な援助を必要とする方に修学資金を貸与することによって看護職員を養成し、新潟県内への就労を促進することを目的としています。

このため、この趣旨をよくご理解いただき、在学中は勉学に励み、卒業後は新潟県民のために地域医療や福祉を支える看護職員として業務に精励するという強い意思をもって、これからの学生生活を送られるようお願いします。

## 2 修学資金の手続きについて

修学資金に関する手続きは、在学中は看護学校等を通して手続きしていただきます（県外の看護学校等に在学中の方は、直接手続きをしていただきます）が、卒業後は各自が直接手続きをしていただくこととなります。この修学資金が完済されるか、または修学資金の返還債務が免除されるまで手続きが続くため、長期間にわたり書類の申請等が必要となります。

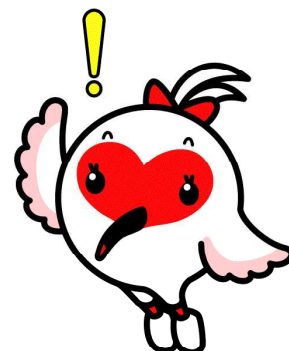
この手引は、主に制度や在学中の手続きについてまとめたものですので、必ず一度よくお読みになり、正しく理解し、手続き等に漏れがないようにしてください。また、何か不明な点などがあれば、在学する看護学校等の修学資金担当や新潟県の修学資金担当へすぐにご相談ください。

なお、卒業等により貸与が終了した場合は、返還の手続きや債務免除の手続きを中心に説明した手引を配布する予定です。

### お 願 い

**例年、修学資金の手続きをしようとして、貸与決定番号や借用金額を忘れてしまった、この手引を紛失してしまったなどの問い合わせが多数あります。**

**必ず表紙裏の覚書に自分の貸与決定番号等必要事項を記入しておき、この手引は卒業後も長期間（返還の免除を受けたい方は、卒業後も最低5年間必要です。）大切に保管してください。**



## Ⅱ 修学資金の制度について

### 1 貸与の条件などについて

#### ① 貸与の対象となる方

看護職員を養成する看護学校等に在学し、卒業後は新潟県内において看護職員の業務に従事しようとする意思がある方を対象としています。

ただし、県の予算の範囲内での貸付けとなるため、希望者全員に貸与できるものではありません。また、学業成績や経済状況等について一定の条件があります。

#### ② 貸与月額

名称	区分	貸与月額
臨時一般貸与	看護学校等（新潟県の内外は問わない）に在学している者	50,000円
臨時特別貸与	新潟県外の看護学校等に在学している者で、学業成績が極めて優秀な者又は経済的理由により著しく修学に困難がある者	75,000円

貸与期間は、在学する看護学校等の正規の修学年限以内となります。

例) 3年課程→3年間 4年制大学→4年間 など

#### ③ 貸与の停止、休止

修学資金を受けている方（以下、「修学生」といいます。）が、以下のことに該当する場合は修学資金の貸与を停止します（貸与をやめます）。

- 1) 退学したとき
- 2) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき（留年など）
- 3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 5) 死亡したとき
- 6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

また、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、復学までの期間について修学資金の貸与を休止します。

## ④ 修学資金の振り込みについて

修学資金はみなさんの個人名義の口座に直接県から入金します。口座への入金 は毎月20日（20日 が土日、休日に当たる場合はその直前の平日）の予定です。

なお、各年度当初分については、新規又は継続貸与にあたっての審査を経てから貸与の開始となるため、入金に時間を要します（新規貸与は7月20日、継続貸与は5月20日の予定）。あらかじめ御了承ください。

## 2 各種手続について

修学資金の貸与を受けた場合、以下の手続が必要となります。なお申請書類の様式はこの手引の様式集からコピーして使用してください。

なお、届出内容によっては、その事実を証明する書類が別途必要になる場合がありますので、各様式の注釈等をよくご覧になり、わからないことがあれば、在学している看護学校等の担当者や県の担当者へお問い合わせください。

## ① 在学中の届出

在学中に以下のようなことがあった場合は、看護学校等を経由して（県外の看護学校等に在学中の方は、直接）必ず届出をしてください。

### 1) 休学し又は停学の処分を受けた場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

※休学又は停学処分の期間が1か月未満の場合は届出不要です。

※休学理由が、傷い疾病の場合は健康診断書またはその写しの提出も併せて必要です。

### 2) 休学し又は停学の処分を受けた後、復学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

※休学又は停学処分の期間が1か月未満の場合は届出不要です。

### 3) 貸与を辞退する場合又は転学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

第7号様式「借用証書」

第9号様式「修学資金返還債務履行猶予申請書」

※転学又は貸与辞退した場合は、届出のあった翌月から貸与を停止（終了）します。このため、それまでに貸与した分に係る「借用証書」を提出していただきます。なお、引き続き修学している期間（正規の卒業年限まで）については返還を猶予しますので、「修学資金返還債務履行猶予申請書」を提出していただきます。なお、卒業後にあらためて返還又は免除のための手続が必要になります。

### 4) 退学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

第7号様式「借用証書」

第10号様式「修学資金返還届」

※退学した場合は、それまでに貸与した分に係る「借用証書」を提出していただきます。この場合、すぐに修学資金は返還していただくこととなりますので、併せて「修学資金返還届」を提出していただきます。

### 5) 住所、氏名に変更があった場合

使用様式：第3号様式「住所（氏名）変更届」

※婚姻、転居等に伴い申請当初の住所等に変更が生じた場合に届出が必要です。

## 6) 連帯保証人に変更があった場合

使用様式：第4号様式「連帯保証人変更届」

※申請当初の連帯保証人の住所等に変更が生じた場合、何らかの理由により連帯保証人を別の方に  
変更する場合に届出が必要です。なお、連帯保証人については2名必要ですが、うち1名は修学  
生と生計を別にする65歳未満の成年者で収入がある方を選定してください。

## 7) 修学生が死亡した場合

使用様式：第6号様式「死亡届」

第10号様式「修学資金返還届」

※修学生が死亡した場合は、親族又は連帯保証人がこれを看護学校等経由で提出してください。  
なお、この場合、原則としてそれまでに貸与した修学資金は返還していただくこととなりますの  
で、併せて「修学資金返還届」を提出していただきます。(一部例外あり)

## ② 貸与継続の手続き(毎年度)

修学資金の貸与予定期間は、正規の修学年限以内としていますが、前年度の学業成績、現在の  
健康状況等を確認させていただき、次年度以降も貸与を継続するか審査します。(成績が不良で  
あったり、心身の故障等により就学を継続することが難しいと判断される場合は、貸与を停止す  
る場合があります。)

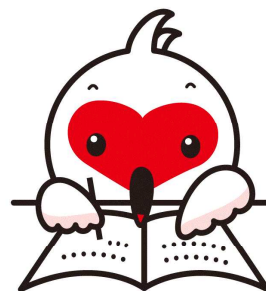
このことについては、毎年度末に各看護学校等に依頼し、審査に必要な書類を提出していただ  
きます。(この審査を行った上で貸与決定を行うため、入金に時間を要します。)

提出書類：健康診断書／成績証明書

## ③ 借用証書の提出(貸与終了後)

貸与が終了すると借用証書を提出していただきます。これは、みなさんが返還等が完了するま  
で、または修学資金が免除されるまで(特定医療施設で5年以上継続して就労後、免除の申請を  
していただき承認されるまでの期間)、貸付けを証明する証拠書類(債権を証明するもの)とし  
て県でお預かりさせていただきます。

使用様式：第7号様式「借用証書」



## Ⅲ 修学資金の返還、債務免除手続について

返還や免除の手続きについては、貸与終了時にお渡しする予定の手引（卒業者用）で詳しくお知らせします。ここではその概要について説明します。

### 1 修学資金の返還手続

修学資金は看護学校等を卒業後、原則として、返還していただくこととなります。この修学資金の財源は、県民の大切な税金です。そのことを意識し、納期限に遅れることなくきちんと返還してください。

修学資金を返還する場合は、原則として一括又は修学資金を受けていた期間に相当する期間での月賦〔3年間（36か月）貸与を受けた場合であれば36回の月賦〕で返還を完了しなければなりません。この返還方法等について「修学資金返還届」により届け出ていただき、返還をしていただくこととなります。

修学資金の返還については、返還決定通知後に県から送られる納入通知書（振込用紙）により、金融機関で納期限までに納入していただきます。なお、特別な理由なく納期限までに納入しない場合は、年率14.5%の延滞利息を請求する場合があります。

なお、看護師等の免許を取得後、すぐに新潟県内の特定医療施設に就職し看護職員の業務に従事した場合は、修学資金の返還を猶予することができます。

さらに、5年間継続して就労した場合は、修学資金の返還の免除を受けることができます。

### 2 修学資金の返還債務免除手続

#### ① 返還債務の履行猶予

修学資金は看護学校等を卒業後、看護師等の免許を取得し、すぐに県内の特定医療施設に就職した場合、修学資金の返還を一旦猶予すること（これを「返還債務の履行猶予」といいます。）ができます。返還債務の履行猶予は、修学生からの申請によって受けることができるものですので、希望する場合は忘れずに手続きを行ってください。

看護師等の免許を取得しなかった（できなかった）場合は翌年の免許試験の結果が出るまでは保留することができます。保留する場合は、別途報告書を提出してもらう必要がありますので必ず県の修学資金担当者まで電話連絡をしてください。保留は1年に限って行うことができます。

また、卒業後更に別の看護学校等に進学した場合や、修学資金の貸与を途中で辞退した場合又は留年等により修学資金の貸与が停止された場合も、その後も引き続き修学している期間は、修学資金の返還を猶予できます。

なお、進学先の看護学校等を卒業後、すぐに特定医療施設に就職をした場合は、改めて返還債務の履行猶予の手続きを行うこととなります。

#### ② 返還債務の免除

上記①の手続きを行った上で、5年間継続して就労した場合は、勤務先の医療施設から5年間の業務従事（在職）証明を受けた上で、県に対し本人から修学資金の返還を免除するための申請をしていただくこととなります。この申請を受けて、県では免除するかどうかの審査を行い、認められると修学資金の返還が免除されます。

なお、5年未満で離職した場合や、転職などにより複数の医療施設に勤務した場合で、転職の間に概ね1か月以上業務に従事していない期間がある場合は、貸与した修学資金の全額又は一部を返還していただきます。（7頁参照）

前述の他、業務上の理由で死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合など、やむを得ない事情があったと認められる場合は、5年を経過しなくても免除される場合があります。

※結婚、出産、育児等により退職した場合はやむを得ない事情には該当しません。ただし、育児・介護休業等取得している期間や、産前産後の休業期間、病気等により雇用主が認める有給休暇、病気休暇、休職等で休んでいる期間については、業務従事期間として通算します。



#### 特定医療施設とは？（新潟県看護職員修学資金貸与条例第7条第2項）

- 病床数が200床未満の病院
- 精神病床が全体の80%以上を占める病院
- 診療所
- 障害児入所施設（重症心身障害児に対し治療を行う施設）
- 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 母子健康包括支援センター（助産師に限る）
- 地域保健法に規定する特定町村（保健師に限る）
- 介護老人保健施設
- 訪問看護ステーション

「特定医療施設」に該当するか否かは就業する時点での病院情報をもとに判断いたします。

※就職活動をされていた時点ではないので御注意ください。